



News Release

2020年10月吉日

特許侵害訴訟の勝訴判決のお知らせ

株式会社GF（徳島県阿南市 代表取締役 藤崎耕治 以下、GF）が、2018年3月14日付で知的財産高等裁判所に控訴*していた、大川原化工機株式会社（神奈川県横浜市 以下、大川原化工機）に対する、GFが保有する特許権（第2797080号 液体を微粒子に噴射する方法とノズル 1998年7月3日登録）の侵害による損害賠償請求訴訟について、2020年5月27日、GF勝訴の判決（以下、本判決）が下されましたのでお知らせいたします。

*原審 2015年12月25日大阪地方裁判所へ提起、2018年1月11日請求棄却

本判決では、大川原化工機による、当該特許権の侵害が認定され、損害賠償金の支払いが命じられました。

GFは、研究開発の成果である製品や技術を保護する知的財産権は重要な経営資源と位置づけ、今後も知的財産権を侵害するような行為については毅然とした態度で臨んでまいり所存です。

<本件に関するお問合せ先>

株式会社GF 総務課（担当：河村）

Mail : info@gfcorp.jp

TEL : 0884-21-0555 住所：徳島県阿南市辰己町1-38